

会発 0 1 1 0 第 3 4 号
令和 7 年 1 月 1 0 日

各 部 局 長 }
各地方厚生（支）局長 } 殿

大臣官房会計課長
（ 公 印 省 略 ）

石川県における令和 6 年 9 月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨による災害に係る
「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の取扱いについて（通知）

このことについて、「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和 6 年 6 月 21 日付会発第 0 6 2 1 第 1 号 以下「調査要領」という。）」により行っているところであるが、令和 6 年能登半島地震による被害が発生し、再度、令和 6 年 9 月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨による災害により甚大な被害が発生した状況に鑑み、被災施設の早期復旧を図るため、厚生労働省所管の補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、令和 6 年能登半島地震と一体的な取扱いとし、令和 6 年 9 月 20 日から同月 23 日までの間の豪雨による災害に限り、別紙のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

また、同通知については石川県知事にも送付しているので申し添えいたします。

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて

第1 趣旨

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害に係る「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号 以下「調査要領」という。）」の取扱いについては、以下によるものとする。

第2 調査の方法の取扱い

調査要領別表1に定める一部施設について、調査要領第2第2項にある「申請額が200万円未満の箇所」を以下のとおりに読み替える。

医療施設等	「申請額が1億9,000万円未満の箇所」
保健衛生施設等	「申請額が2億8,000万円未満の箇所」
社会福祉施設等	「申請額が4,800万円未満の箇所」

第3 単価及び歩掛りの取扱い

調査要領第10第2項（2）の取扱いについて、現地の被災状況に鑑み、これにより難しい場合は、現地適正単価によるものとする。

また、令和6年度の官庁建物等災害復旧費実地調査の新（改）築単価は、令和6年3月27日付財計第1739号により通知されているが、当該通知の3.において「1.及び2.により難しい場合には現地適正単価によるものとし、現地適正単価における諸経費については、15%の範囲内で計上できるものとする。」とされており、個別ケース毎に判断し現地適正単価を適用して差し支えない。

なお、現地適正単価とは、複数業者（最低でも2社以上）から見積書を徴取し、その中で比較検証し最も安価な金額をいう。

ただし、以下の場合については理由書の提出を行い、自治体の了承のもと1者見積もりでも協議可能とすることとしたい。

- ・被災により地域に見積もりができる事業者が1社しかない場合
- ・地域に見積もりができる事業者が2社以上あるが、被災を受けて見積もりを必要としている病院、福祉施設等が多いなどにより、見積もり書の提出に相当な時間を要することが見込まれる場合。

第4 採択の保留の取扱い

調査要領別表1に定める一部施設について、調査要領第13第1項（2）にある「調査額が、1億円以上の場合」を以下のとおりに読み替える。

医療施設等	「調査額が6億2,000万円以上の場合」
保健衛生施設等	「調査額が7億6,000万円以上の場合」
社会福祉施設等	「調査額が3億8,000万円以上の場合」

第5 被災写真の取扱い

「被害写真」については、被害の詳細について撮影・記録を要するが、現地の被災状況を踏まえ、以下により必要最小限の添付とすることができる。

(ア) 現地調査（机上調査でないもの）を実施するものについては、被害の概略が確認できる写真の添付を求めることとする。

(イ) 机上調査を実施するものは、以下の内容の被害状況写真の添付を求めることとする。

- ・建物（新築復旧）

被害の主な箇所が確認できる写真

- ・建物補修復旧、建物以外の工作物、土地

被害が確認できる写真（例えば、被害の状況が確認できる各居室等の全景写真）

- ・設備

備品台帳と突き合わせをして被害の確認ができる写真

ただし、備品台帳に登載されていないものであっても、被災直近に取得した備品で、購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り調査の対象とすることができる。